
目次

告示

○博物館の登録について.....	1
○博物館の登録について.....	1

告 示

北海道教育委員会告示第67号

博物館法(昭和26年法律第285号)第14条の規定に基づき、次の施設を博物館登録原簿に登録した。

令和5年12月13日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 設置者
標茶町
- 2 設置者の住所
北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
- 3 名称
標茶町博物館
- 4 所在地
北海道川上郡標茶町字塘路原野北8線58番地9
- 5 登録年月日
令和5年11月30日
- 6 登録記号番号
北博登第58号

北海道教育委員会告示第68号

博物館法(昭和26年法律第285号)第14条の規定に基づき、次の施設を博物館登録原簿に登録した。

令和5年12月13日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 設置者
公益財団法人似鳥文化財団
- 2 設置者の住所
北海道小樽市色内1丁目3番10号
- 3 名称
小樽芸術村
- 4 所在地
北海道小樽市色内1丁目3番1号
- 5 登録年月日
令和5年11月30日
- 6 登録記号番号
北博登第59号

